

令和6年9月定例会

厚生委員会資料  
(市民生活部)



秋田市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第9条 (略) (罰則) 第10条 市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項もしくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。  以下 (略)	第1条～第9条 (略) (罰則) 第10条 市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項もしくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>もしくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項</u> もしくは <u>第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。  以下 (略)

秋田県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>本則 第1条～第18条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>○<u>資格確認書等</u>の引渡し</p> <p>○<u>資格確認書等</u>の返還の受付</p> <p>○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>○保険料に関する申請の受付</p> <p>○上記事務に付随する事務</p> <p>別表第2 (第17条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>本則 第1条～第18条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>○<u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</p> <p>○<u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</p> <p>○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>○保険料に関する申請の受付</p> <p>○上記事務に付随する事務</p> <p>別表第2 (第17条関係)</p> <p>(略)</p>

## 除排雪について

### 1 令和5年度（昨冬）の除排雪の実施状況等

#### (1) 稼働状況等

- ア 令和4年度より2日早い11月30日に、河辺地域全域と雄和地域の山間部において除雪の初稼働となった。
- イ 12月18日には、10年に一度の寒波に見舞われ、12月19日と23日の2度にわたり市内一斉除雪を実施した。
- ウ 12月から3月までの総降雪量は152cmとなった（令和4年度は198cm）。
- エ 全体稼働日数は26日で、道路除排雪経費は当初予算12億円に対し、1回の補正により18億円となった（決算額 約10億500万円）。
- オ コールセンターへの除排雪に関する入電数は1,705件であった（令和4年度は3,232件）。

#### (2) 除排雪支援の利用実績

年度	間口登録	燃料支給		小規模堆雪場			ダンプトラック 運転手付き	小型除雪機 (コミュニティセンター配置)	小型除雪機 (シーズン単位)	有償ボランティア
	(件)	団体	実績(%)	箇所	町内	面積(m <sup>2</sup> )	貸出し(件)	貸出し(件)	貸出し(件)	団体
R1	1,945	52	3,554	17	16	5,279	0	5	17	—
R2	2,138	64	7,282	20	19	6,036	1	35	16	—
R3	2,248	68	8,364	24	23	7,466	19	24	18	—
R4	2,247	71	6,315	22	21	6,972	0	9	20	—
R5	1,876	74	4,719	23	22	7,360	0	7(4)	23	3

※( )内は配達件数

### 2 令和5年度（昨冬）の除排雪に関するLINE登録者アンケート調査結果について 別紙「資料1」参照

### 3 令和6年度ゆき総合対策実施方針について 別紙「資料2」参照

# 令和5年度(昨冬)の除排雪に関するLINE登録者アンケート調査結果

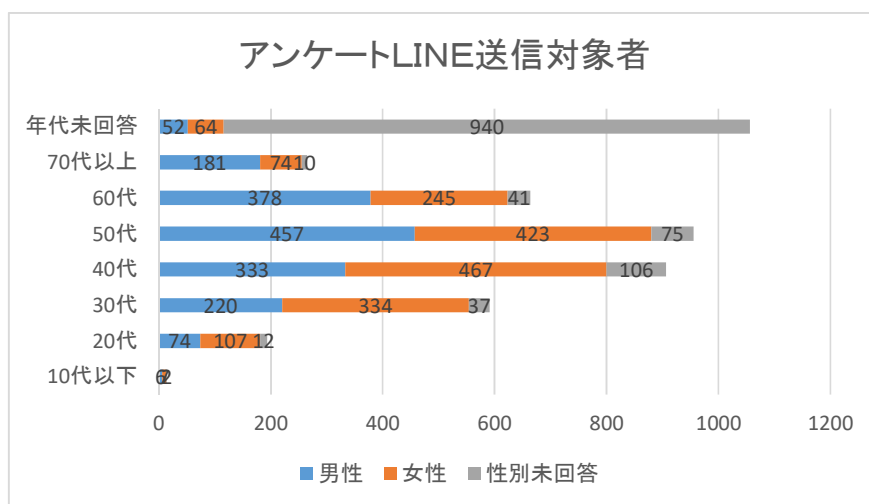
アンケート実施期間 令和6年5月10日～17日

アンケート対象者 秋田市公式LINE登録者のうち、除排雪情報の選択者

アンケートLINE送信対象者数	4,645 人
アンケートLINE回答者数	473 人
回答率	10.2 %

今回のアンケート調査については、秋田市公式LINEを活用し、友達登録済みの方を対象にアンケート調査の案内を送信し、実施いたしました。

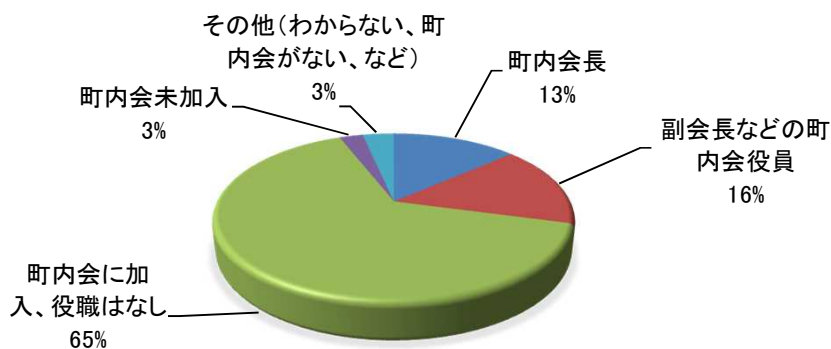
案内の送信を行った対象者の年代、性別については以下のとおりとなっています。



## 1 市民協働の除排雪の推進に向けた参考にするためお伺いします。

問1 ご自身の町内会(自治会等)において、次の何か役割を持っていますか。(回答数 473件)

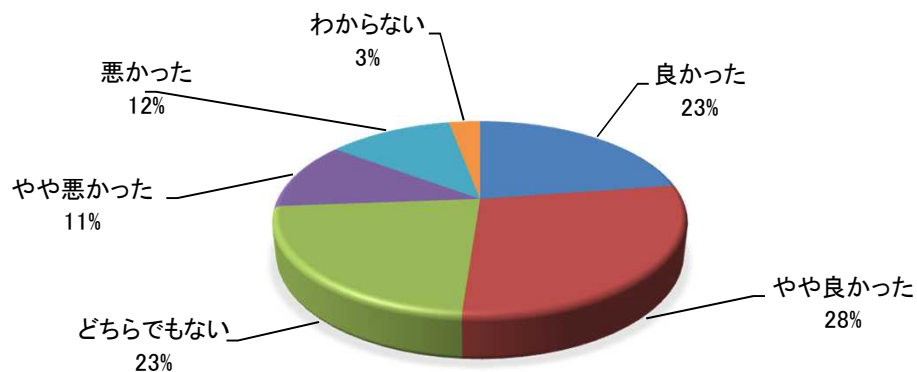
- 1 町内会長
- 2 副会長などの町内会役員
- 3 町内会に加入、役職はなし
- 4 町内会未加入
- 5 その他(わからない、町内会がない、など)



## 2 昨冬の除排雪についてお聞かせください。

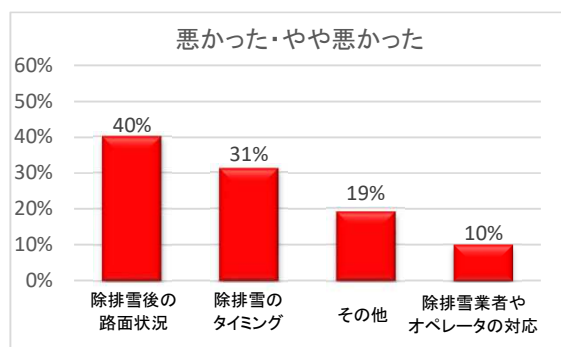
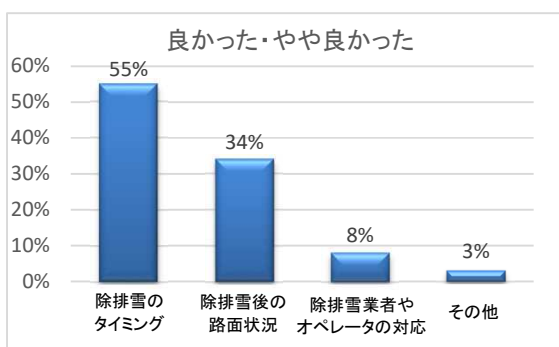
問2 車道の除排雪状況はどうでしたか。(回答数 473件)

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1 良かった   | 2 やや良かった | 3 どちらでもない |
| 4 やや悪かった | 5 悪かった   | 6 わからない   |



問3 問2の理由をお聞かせください。(複数回答可)(回答数 651件)

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 1 除排雪のタイミング (稼働基準)       | 2 除排雪後の路面状況 (作業基準) |
| 3 除雪業者やオペレータの対応(態度、交通誘導) |                    |
| 4 その他                    |                    |

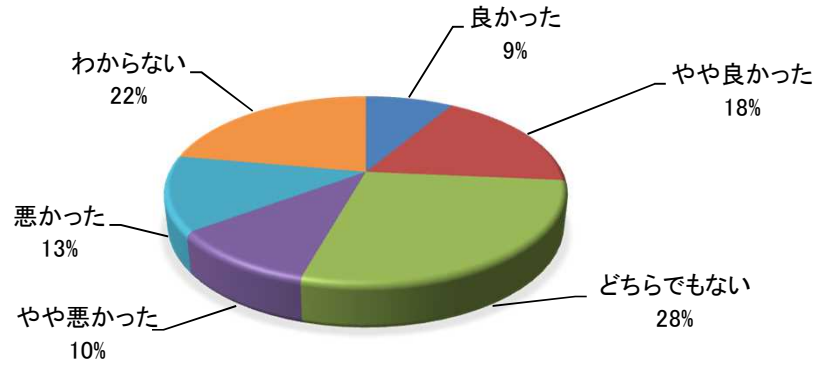


【その他の自由記載】

- ・降雪量が少なく判断できない。
- ・間口に残された雪山の除去が大変だった。
- ・除雪が入る基準がよく分からなかった。
- ・除雪のタイミングが例年より早くて助かった。

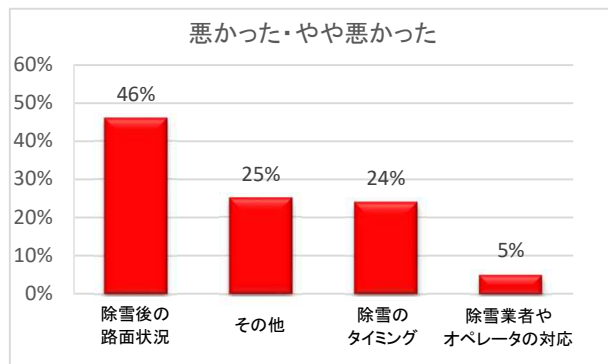
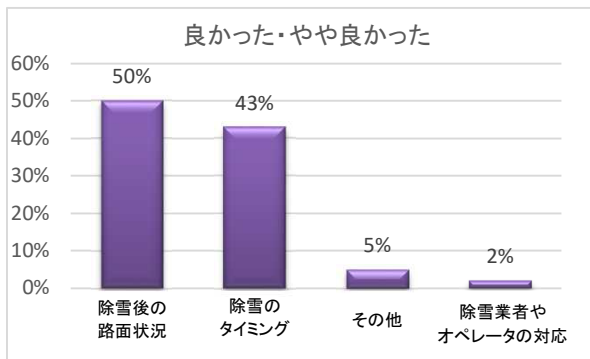
問4 歩道の除雪状況はどうでしたか。(回答数 469件)

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1 良かった   | 2 やや良かった | 3 どちらでもない |
| 4 やや悪かった | 5 悪かった   | 6 わからない   |



問5 問4の理由をお聞かせください。(複数回答可)(回答数 463件)

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 1 除雪のタイミング (稼働基準)         | 2 除雪後の路面状況 (作業基準) |
| 3 除排雪業者やオペレータの対応 (態度、技術力) |                   |
| 4 その他                     |                   |



【その他の自由記載】

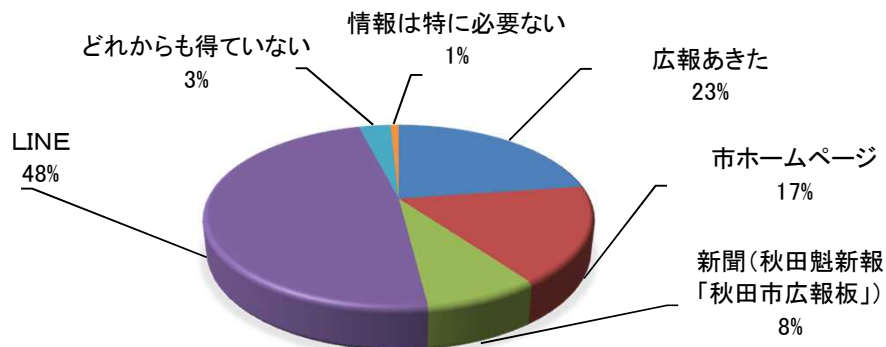
- ・降雪量が少なく判断できない。
- ・歩道に雪が寄せられて歩行者が車道を歩いていた。





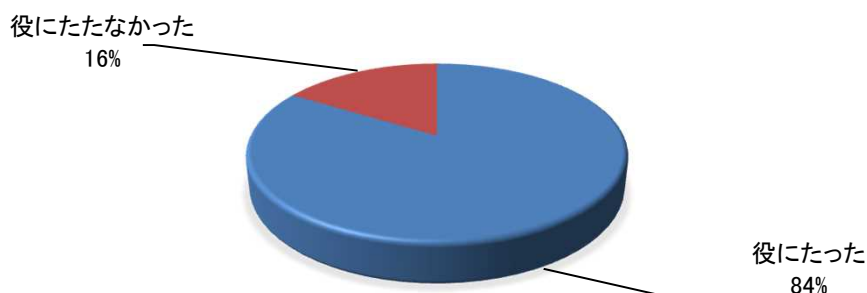
問9 市の除排雪に関する情報はどこから得ましたか。(複数回答可)(回答数 725件)

- 1 広報あきた      2 市ホームページ      3 新聞(秋田魁新報「秋田市広報板」)  
4 LINE (問10へ)      5 どれからも得ていない      6 情報は特に必要ない



問10 問9で4(LINE)を選択した方へ、情報提供は役に立ちましたか。(回答数 368件)

- 1 役にたった      2 役にたたなかった

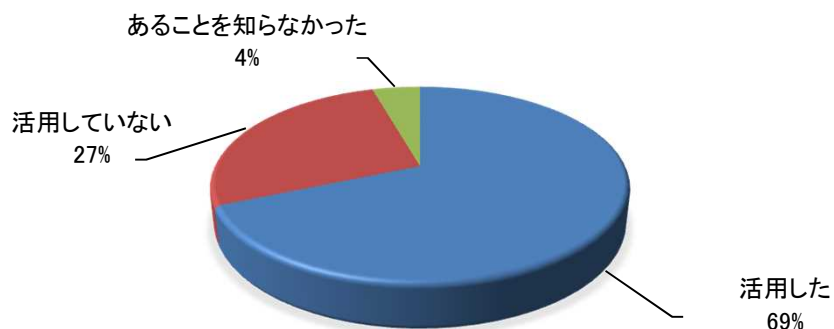


問11 問10の理由をお聞かせください。(回答数 192件)

- (役にたった)  
 ・タイムリーな情報を得ることができた。  
 ・作業の日程や状況が分かりやすかった。
- (役にたたなかった)  
 ・雪が少なく見ることがなかった。  
 ・情報が少ない。  
 ・見にくい。

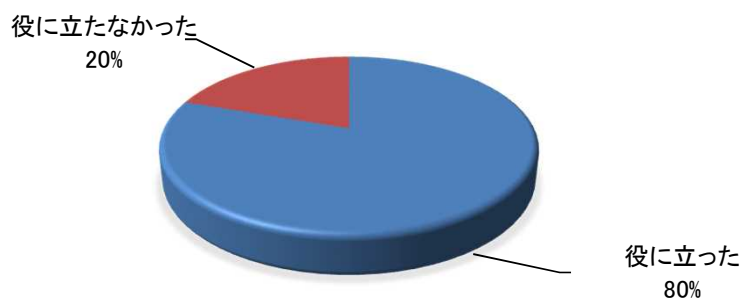
問12 除雪作業車両追跡MAP(GPS)による除雪作業の情報を提供していますが、昨冬はこのMAPを活用しましたか。(回答数 472件)

- 1 活用した
- 2 活用していない
- 3 あることを知らなかった



問13 GPSによる除雪車両の情報提供はどう感じますか。(利用していない方は回答不要)(回答数 360件)

- 1 役に立った
- 2 役に立たなかった



問14 問13の理由をお聞かせください。(回答数 203件)

(役にたった)

- ・除雪による混雑状況の予測やルート選択がしやすかった。
- ・リアルタイムで情報を得ることができた。

(役に立たなかった)

- ・雪が少なく見るのがなかった。
- ・除雪車の現在位置よりも今後の作業経路を知りたい。
- ・見にくい。

問15 令和5年度(昨冬)から新たに実施した、有償ボランティア制度についてどのようにお考えですか。(複数回答可)(回答数 479件)

【制度内容】

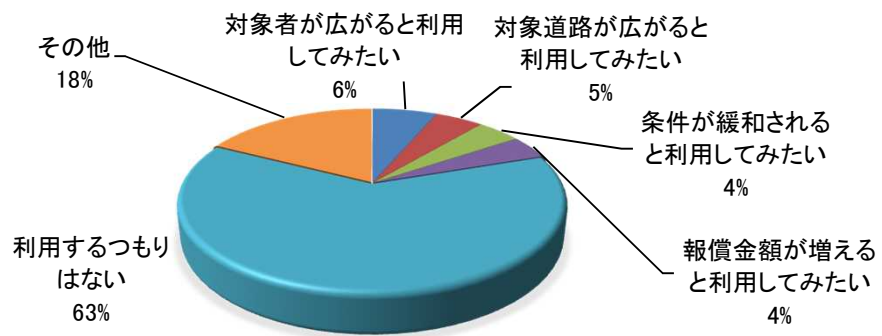
(1) 対象者 町内会、企業、その他地域で活動する団体

(2) 対象道路 除雪対象路線のうち私道

(3) 条件 自己所有の除雪機を使用する場合は100m以上、スノーダンプ等の人力で行う場合は50m以上除雪すること。

(4) 報償金 400円/m(1団体の上限10万円)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1 対象者が広がると利用してみたい  | 2 対象道路が広がると利用してみたい |
| 3 条件が緩和されると利用してみたい | 4 報償金額が増えると利用してみたい |
| 5 利用するつもりはない       | 6 その他              |



【回答を選んだ理由】

(対象者が広がると利用してみたい)

- ・ 個人も対象としてほしい。
- ・ B型就労継続支援施設の利用も検討してほしい。

(対象道路が広がると利用してみたい)

- ・ 市道も対象にしてほしい。
- ・ 間口も対象にしてほしい。

(条件が緩和されると利用してみたい)

- ・ 私道の長さを緩和してほしい。
- ・ 一人世帯の高齢者等の自宅前市道や自宅も含めてほしい。

(報償金額が増えると利用してみたい)

- ・ 個人の除雪機を活用し、ガソリン代をいただけるなら利用したい。
- ・ 諸経費を差し引いて最低賃金以上になるなら利用したい。

(その他)

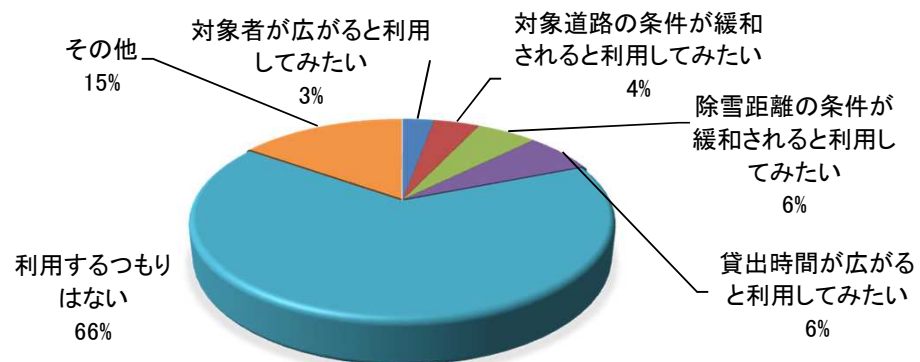
- ・ 制度を知らなかった。
- ・ 自宅まわりの除雪で手一杯である。
- ・ どのように距離を計測するのか不明
- ・ 私道を除雪するのに税金を使うのはおかしい。

問16 令和5年度(昨冬)から新たに実施した、コミュニティセンターに配置している小型除雪機を希望する時間と場所に配達する制度についてどのようにお考えですか。(複数回答可)  
(回答数 453件)

【制度内容】

- (1) 対象者 町内会又は個人
- (2) 対象道路 除雪対象路線のうち市道および私道
- (3) 条件 (2)の道路を合計100m以上除雪すること。
- (4) 貸出時間 午前9時から午後4時(半日又は1日単位)

- 1 対象者が広がると利用してみたい
- 2 対象道路の条件が緩和されると利用してみたい
- 3 除雪距離の条件が緩和されると利用してみたい
- 4 貸出時間が広がると利用してみたい
- 5 利用するつもりはない
- 6 その他



【回答を選んだ理由】

- (対象者が広がると利用してみたい)
  - ・高齢者が増えるなか良い試みだと思う。
  - ・皆で協力したい。
- (対象道路の条件が緩和されると利用してみたい)
  - ・間口や敷地内でも使いたい。
  - ・県道も対象ならありがたい。
- (除雪距離の条件が緩和されると利用してみたい)
  - ・距離条件はなくしてほしい。
  - ・距離だけでなく積雪深も考慮してほしい。
- (貸出時間が広がると利用してみたい)
  - ・現行の貸出時間では平日利用ができない。
  - ・早朝、夜間に利用したい。一日単位で借りたい。
- (その他)
  - ・制度を知らなかった。
  - ・コミセンが遠く、利用が困難である。
  - ・操作に不安がある。
  - ・排雪する場所がないため、利用困難

問17 本市の現行の補助等の制度(いずれも条件あり)について、意見をお聞かせください。  
(回答数 136件)

【現行の補助等の制度】

- ① 町内会の除排雪時のダンプトラック又は積込機械(いずれも運転手付き)の貸出し
- ② 小型除雪機械貸付制度(ハンドガイド)
- ③ 地域のコミセンでの小型除雪機の貸出し
- ④ 町内会が小型除雪機を購入する際の補助(R5年度新設)
- ⑤ 個人又は町内会が除雪機を使用する際の燃料補助

【自由記載の内容】

- ・制度を知らなかった。周知方法を工夫した方が良い。
- ・雪捨て場がないでの活用方法が分からない。
- ・高齢者がほとんどのため、操作できる人間がいない。
- ・貸出や購入への補助ではなく、除雪実績に応じた補助にできると費用対効果は高い。
- ・町内会での自助努力も必要でよい制度である。
- ・燃料費補助は非常にありがたい。

問18 将来に向けて持続可能な除排雪に取り組むためには、市民、事業者、市(行政)が一体となり、それぞれの役割を担うことが必要であると考えますが、市民協働による除雪体制を構築するために、それぞれの役割等について意見をお聞かせください(三者の役割、市民および事業者の協力内容、市(行政)の果たすべき責任等)。(回答数 166件)

【自由記載の内容】

- 「家の前の道路はやるから、家の前に積まれた雪は各自で寄せてね」で、いつ来るかも分からず、うず高く積まれた雪を見せつけられてはやる気が起きない。「この日この時間を目処に行くから」くらいのアナウンスが欲しい。
- ・除雪の場所の確保がすべて  
市民が協力したくても、雪を捨てる場所がない。  
各地点に雪山場所を指定してもらおうと、協力する人も増えると思う。
  - ・当町内会は、各世帯が自宅前市道は自分で除雪するという文化が以前からある。また、高齢者等、除雪が困難な世帯への支援も自然に行われている。  
市道除雪をすべて市に頼るのではなく、まず住民としてできることを実行すべきではないか。その上で、苦情、要望を出すべきと考える。
  - ・市民が可能な範囲で行う除雪協力は重要  
車道に雪を捨てている市民を見かけるとモラルの問題を感じる。
  - ・住宅街の道路は、個人が全く除雪せず除雪車が来るのを待つのではなく、各自家の前くらいは除雪すべきだと毎年感じる。幹線道路から住宅街に入った途端ひどい雪の量で運転が怖い。岩見三内の方々は個人の除雪もすごいと聞いている。秋田市の人もそういう意識を持ってほしい。  
行政はよくやってくれていると思う。年々早く、持って行く雪の量も増え、よくなっている。

問19 新しく作ってほしい制度や、除排雪に関してのご意見(改善点、アイデア等)がありましたら、お聞かせください。(回答数 178件)

【自由記載の内容】

- ・このようなアンケートを、雪の少なかった今年実施するのはあまり意味がないと思う。ある程度雪のあった年でなければ、問題点なども見えてこない。  
そんな中、マンホール周りが傷付いたり、家の塀を破壊されるといった事象が発生している。雪が降る前の事前調査などを実施していただきたい。
- ・降った雪は寄せる事はできても捨てることができず、多くの家庭が困っている事にも目を向けていただけたらと思う。
- ・除雪で間口に残された雪を悪びれもせず道路に戻す人間を何とかできないか。委託業者がキレイに除雪してくれたのに、除雪後の道路に雪を投げる人間のせいで路面が凸凹になり、せつかくの作業が台無しになっているケースが散見され、残念に思う。
- ・間口除雪の利用可能条件の緩和  
間口を除雪した後に除雪車が置いていく雪に困った。  
持病により除雪困難である 現行では年齢制限に当てはまらない為
- ・除雪して頂いていることは感謝しています。除雪の初動が良かったのに結果が除雪車が来なかった方が良かったと思う状態だったのは非常に残念でした。毎年、自宅前の除雪は自宅敷地と道路の半分まで綺麗にして市に協力しているつもりでした。除雪業者の問題かも知れませんが、これだったら以前の除雪のタイミングは遅いけど時間をかけて綺麗にやってくれた方が良かったとも思いました。高齢者が増えているのに塊をどっさり置いていくのは考えられないことです。
- ・一部の市民の過剰な要求などには毅然とした態度で対応してほしい。  
限られた市の財源を、道路除排雪で使い過ぎるのもいかなものか。
- ・県南部で見られる地下水利用の融雪設備や、札幌で見られる家庭用の電気利用による融雪設備を設置する際の補助金、ロードヒーター設置時の補助金など、「寄せる。運ぶ」から「寄せる、融かす」に移行したい。  
雪寄せは苦ではないが、捨てるところがなくなってきたときが重労働となる。

## 令和 6 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和 5 年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和 6 年度 実施方針	関係部局 (◎担当部局)
1	効果的な道路除排雪の推進				
	(1) 除排雪				
	① 稼働基準				
	幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、路面積雪10cm以上もしくは、10cmを超えることが予想される場合に出動し、初期除雪の徹底を図ります。 また、生活幹線道路以外の生活道路は、原則10cm以上の場合に出動しますが、気象状況や路面状況等を総合的に判断して出動を決定します。 原則、作業は除雪を優先し、その後排雪を行います。  (*基本計画4ページ)	・11月30日に、寒波の襲来により河辺地域全域と雄和地域の山間部において、10cm以上の積雪を観測し、今シーズンの初稼働となりました。 ・12月18日からは10年に一度の寒波に見舞われ、2度にわたり市内一斉除雪を実施しました。 ・試験的に新たな取組として、10cm以上の積雪があった場合、圧雪とならないよう迅速な除雪を実施しました。	・圧雪とならない迅速な除雪の取組については、気象状況により異なることから継続して検証していく必要があります。 ・令和5年度としては、市民の過半数の方から、一斉除雪のタイミングと除雪後の道路状況について、概ね適切との意見をいただいたほか、除排雪作業時間の短縮という結果を得ることができました。	・引き続き、稼働基準に基づく、初期除雪の徹底を図るとともに、生活道路の除排雪については、広報あきたや説明会等において、稼働基準の理解を求めます。 ・雪山処理については、高さが概ね1.2mを超え、交通安全上必要な視距の確保が困難になった箇所について、速やかな撤去に努めます。 ・令和5年度から試験的に実施している10cm以上の積雪があった場合、圧雪とならないよう迅速な除雪を実施する取組を6年度も継続し、引き続き検証を進めます。	建設部
	② 作業時間帯				
	幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業を実施します。 また、生活幹線道路以外の生活道路は日中の作業を原則としますが、豪雪時等は、昼夜問わず作業を実施します。  (*基本計画4ページ)	・幹線道路、生活道路は一斉に稼働指示しました。交通量の多い幹線道路の一部については、夜間の作業時間帯に実施しました。 ・歩道は、通勤通学前の早朝に合わせた作業に努めました。	・作業の時間帯に関する住民からの要望はほとんどなく、協力が得られました。	・引き続き、周辺に配慮しながら、適切な作業時間帯に、作業を実施します。	建設部
	③ 権限分散				
	地域特性を考慮し、河辺・雄和市民サービスセンターへは、業者に対する除雪作業指示など一定の権限を分散しています。  (*基本計画4ページ)	・河辺、雄和地域の除雪については、それぞれの市民サービスセンターで対応し、休日夜間については、本部において対応しました。	・稼働指示の判断基準のほか、稼働指示の連絡体制と役割分担について、再確認を行い、本部職員と連携して対応するなどし、改善を図りました。	・引き続き、情報を共有しながら、河辺、雄和の両市民サービスセンターと本部がそれぞれの地区の降雪状況に応じ、きめ細やかな除排雪を実施します。	建設部
	④ 道路パトロール				
	ごみ収集(資源化物)等で市内の道路事情に精通している秋田市総合振興公社へ道路パトロールを委託し(河辺、雄和地区を除く9地区)、適切な道路状況の把握に努めます。  ※河辺、雄和地区については、合併以前から早朝までに除雪作業を終えることができるパトロールと迅速な除雪体制が整っていることから、本取組の対象外とします。  (*基本計画5ページ)	・日中2班、夜間1班の2交替制を標準としたパトロール業務を秋田市総合振興公社に委託し、本部と連携して道路状況の把握や除雪後の仕上がり状況などの確認を行いました。 ・降積雪状況に応じて、班数や出動時刻を変更するなどの対応を行いました。	・降雪量が多くなることが予想される地域とともにふきだまり箇所や気温の上昇などにより、悪路となることが想定される地域などで重点的にパトロールしました。	・引き続き、2交代制を基本とし降雪状況に応じたパトロールを実施します。	建設部
	⑤ 予算計上				
	過年度の実績を踏まえた適正な当初予算の確保に努めます。 また、除雪車両に搭載したGPSシステムを活用し、除排雪業務委託料の執行状況を迅速かつ正確に把握することで、適切な時期に適切な金額を補正し、遅滞のない除排雪対応に努めます。  (*基本計画5ページ)	・令和5年度は、当初予算額12億円に対して、12月25日に6億円の専決処分により18億円の予算となりました。 ・GPS端末を2,345台の作業車両に搭載し、予算の執行状況の把握に努めました。 GPS搭載台数 R5:2,345台 R4:2,360台 R3:1,843台 R2:867台 R元:900台 H30:851台 H29:851台 H28:851台 H27:851台 H26:851台 H25:785台	・令和5年度は除排雪機械と運搬車両の全2,345台にGPS端末を搭載し、作業の正確な把握と管理を実施しました。	・除排雪作業をより効率的かつ効果的に実施するため、引き続き除排雪機械および排雪用運搬車両にGPS端末を搭載するほか、除排雪運行管理システム等の改修を行い、作業の正確な把握と適切な運行管理を実施します。	建設部



# 令和6年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和5年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和6年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	<b>⑥ 除排雪機械オペレータの確保と技術の向上</b>				
	<p>除排雪機械のオペレータ不足を補うため、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 また、除排雪事業者の作業技術の向上および平準化を図るため、研修プログラムを策定し研修会を毎年継続的に実施します。</p> <p>( * 基本計画5ページ )</p>	<p>・除排雪機械の運転免許取得費用等に対して、企業立地雇用課で実施している助成事業に、除排雪機械のオペレータ不足を補うための上乘せ助成を行いました。 【資格取得助成者数】 R5:4人 R4:3人</p> <p>・10月12～13日に希望者40人を対象に経験不足を補うための機械操作の実技を主とした研修会を実施しました。 【受講者数】 R5:40人 R4:60人 R3:29人 R2:8人 R元:38人 H30:15人 H29:40人 H28:32人 H27:79人 H26:66人 H25:124人</p>	<p>・オペレータの技術継承や人員不足が懸念されています。</p>	<p>・引き続き、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 ・除排雪技術向上のため研修会を実施しオペレータの育成に取り組みます。 ・委託業者に対して人員確保や若手オペレータの育成・指導について要請してまいります。</p>	建設部
	<b>⑦ 県との連携</b>				
	<p>県との連携をさらに強化し、管理区分にとらわれず一体的に作業を行う路線、堆雪場周辺道路の除雪体制および狭い市道との交差点の雪処理方法などについて協議します。</p> <p>( * 基本計画5ページ )</p>	<p>・県道と市道の管理区分にとらわれず、効率的な除排雪作業を行うための県との交換路線は、10路線、11.9kmで実施したほか、県と市の除雪路線が交差する交差点の雪処理についても、相互に適切に対応しました。</p>	<p>・県道と連動して稼働を実施することで効率的に除排雪を進めることができました。</p>	<p>・引き続き、県と協議し、交換除雪を行うなど効率的な除排雪を実施します。 ・県道と連動して稼働を予定している路線について、連絡体制の強化を実施してまいります。</p>	建設部
	<b>(2) 堆雪場</b>				
	<b>① 新規堆雪場の確保</b>				
	<p>豪雪時には、既存の堆雪場のみでは効率的な排雪ができないことから、地域性を考慮しながら新たな堆雪場の確保に努めます。</p> <p>(大規模) 恒久的に使用できる堆雪場の候補地を選定してまいります。</p> <p>(中規模) 沿道の耕作放棄地や耕作地で活用可能な候補地の選定に努めます。</p> <p>(小規模) 住宅街にある空き地などの固定資産税を減免し、近隣住民のための堆雪場として確保します。</p> <p>( * 基本計画7ページ )</p>	<p>(大規模) ・下新城地区に新たな堆雪場を整備し、除排雪業者限定で運用を開始したほか、旧空港跡地や雄物川右岸についても、堆雪場として開放しました。</p> <p>(中規模) ・河辺の秋田市総合環境センターの一部、御所野地区および御野地区の調整池を業者用の堆雪場として運用しました。</p> <p>(小規模) ・地域住民用小規模堆雪場については、住宅密集地における堆雪場の確保に努めました。</p> <p>R5:23箇所(22町内会) R4:22箇所(21町内会) R3:24箇所(23町内会) R2:20箇所(19町内会) R元:17箇所(16町内会) H30:20箇所(18町内会) H29:27箇所(25町内会) H28:32箇所(29町内会) H27:34箇所(30町内会) H26:39箇所(33町内会)</p>	<p>(大規模) ・全体容量の約1割の使用となりました。</p> <p>(中規模) ・耕作放棄地の利用は、周辺耕作地で使用する用水への影響や、土地の地盤沈下などの影響が発生する可能性があり、耕作者や地元の理解が必要です。</p> <p>(小規模) ・申請件数は昨年度と比較して1件増となっています。</p>	<p>(大規模) ・下新城大規模堆雪場を雄物川右岸や旧空港跡地と同様に、一般開放用大規模堆雪場として運用を開始します。</p> <p>(中規模) ・引き続き昨冬使用した堆雪場において必要に応じて搬入路の整備を実施します。 ・耕作放棄地の利用は難しい状況ですが、引き続き情報収集に努めます。</p> <p>(小規模) ・さらなる利用促進に向けて、ホームページの掲載方法の工夫や広報あきたの掲載回数を増やすことなどを検討し周知を図ります。</p>	建設部
	<b>② 街区公園等の活用</b>				
	<p>街区公園や児童遊園地等への排雪については、スノーダンプやソリなどに限定して地域に開放します。</p> <p>( * 基本計画7ページ )</p>	<p>・街区公園192箇所、児童遊園地466箇所、その他の公園42箇所、計700箇所を地域に開放しました。</p> <p>R5:街区192、児童遊園地466、その他42 計700箇所 R4:街区192、児童遊園地463、その他43 計698箇所 R3:街区191、児童遊園地462、その他42 計695箇所 R2:街区190、児童遊園地459、その他42 計691箇所 R元:街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H30:街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H29:街区179、児童遊園地459、その他43 計681箇所 H28:街区178、児童遊園地448、その他43 計669箇所</p>	<p>・特に問題点は確認されませんでした。</p>	<p>・引き続き、降雪初期から街区公園等を住民用の堆雪場として開放します。</p>	建設部

# 令和6年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和5年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和6年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
<b>(3) 情報提供</b>					
<b>① コールセンターの活用</b>					
	<p>道路除排雪に関する電話受付業務は、コールセンターへ委託し、本部職員の除排雪業務への対応の迅速化を図ります。</p> <p>コールセンターの受付時間は、通常時午前8時から午後8時までとし、豪雪対策本部設置時は必要に応じ24時間体制で実施します。</p> <p>( * 基本計画7ページ )</p>	<p>・電話対応業務を市内のコールセンターへ委託し、電話で受けた内容を本部とリアルタイムで共有することにより、除排雪業務への対応の迅速化を図りました。</p> <p>・受電率を上げるため、番号選択による自動音声応答(IVR)を導入するとともに、1回の通話時間について10分を目安とする案内(お願い)を、音声ガイダンスで行いました。</p> <p>開設期間 R5.12.10からR6.3.15まで ゆき対策に関する要望等の件数 1,705件</p> <p>R5: 1,705件 R4: 3,232件 R3: 8,481件 R2: 7,032件 R元: 1,644件 H30: 1,538件 H29: 3,904件 H28: 7,172件 H27: 2,214件 H26: 2,380件</p>	<p>・「除雪と同時に排雪もして欲しい」、「早く雪山を撤去して欲しい」などの要望が寄せられました。</p> <p>・暖冬少雪のため、電話が繋がりにくくなることなく、自動音声応答(IVR)の効果については、十分な検証に至らなかったことから、継続して検証する必要があります。</p>	<p>・引き続き受電率を上げるため、<b>自動音声応答(IVR)の活用</b>および1回の通話時間について10分を目安とする案内(お願い)を音声ガイダンスで行います。</p>	建設部
<b>② GPSの活用</b>					
	<p>GPSを作業車両に搭載し、稼働状況をホームページでリアルタイムに公開するとともに、稼働履歴の確認もできる機能としております。</p> <p>また、作業予定については、作業効率が路面状況によって大きく異なるほか、降雪状況によって作業箇所の変更を余儀なくされる場合もあることから、情報提供のあり方を検討します。</p> <p>( * 基本計画7ページ )</p>	<p>・2,345台のGPS端末を使用し、除排雪車両の稼働状況や稼働履歴をホームページで公開(排雪用運搬車両を除く)しました。</p> <p>・ケーブルテレビのデータ放送に作業状況を公開するとともに秋田市公式LINEのメニュー画面からもホームページへ案内しました。</p> <p>R5: 2,345台に搭載 R4: 2,360台に搭載 R3: 1,843台に搭載 R2: 817台に搭載 R元: 900台に搭載 H30: 851台に搭載 H29: 851台に搭載 H28: 851台に搭載 H27: 851台に搭載 H26: 851台に搭載</p>	<p>・特に問題はありませんでした。</p>	<p>・引き続き、<b>広報あきたや秋田市公式LINEを活用し、除排雪車両の稼働状況や稼働履歴が確認できる除排雪車両運行管理システムへの誘導</b>を図ります。</p>	建設部
<b>③ 地域情報員の役割</b>					
	<p>地域と行政とのパイプ役である地域情報員については、除排雪実施期間中、町内会長と定期的に連絡を取り、市と町内会との信頼関係の構築に努めます。</p> <p>( * 基本計画9ページ )</p>	<p>・減少傾向にある地域情報員を増員するため、昨年度と同様に建設部と市民生活部の主席主査を配置して対応しました。また、地域情報員へ105件の要望等がありました。</p> <p>R5: 383人(管理職363人+主席主査20人) R4: 398人(管理職377人+主席主査21人) R3: 405人(管理職383人+主席主査22人) R2: 388人(管理職365人+主席主査23人) R元: 395人(管理職380人+主席主査15人) H30: 387人(管理職360人+主席主査27人) H29: 386人(管理職368人+主席主査18人) H28: 387人(管理職368人+主席主査19人)</p>	<p>・管理職の減少や地域的な偏り、また、休日における要望に対する対応など、年々地域情報員への負担が大きくなっています。</p>	<p>・引き続き、地域情報員を配置し、地域からの除排雪に係る要望および意見に迅速に対応します。</p> <p>・地域情報員の役割を確認するために、説明会等を行います。</p>	建設部
<b>④ 町内会長への情報伝達</b>					
	<p>町内会長に対し、緊急の情報伝達が必要な場合は、地域情報員と連携し、確実な情報伝達に努めます。</p> <p>( * 基本計画9ページ )</p>	<p>・12月に担当地域ごとの地域情報員連絡会において、主務者が中心となり、担当町内会の割り当てや地域情報員間の連絡体制を確立しました。</p> <p>・1月8日に実施を予定していた市民一斉除雪デーについては、実施日の3日前に中止を決定したことから、地域情報員を通して町内会長に連絡を行いました。</p>	<p>・特に問題はありませんでした。</p>	<p>・緊急連絡が必要となった場合には、地域情報員とそれを統括する責任者を活用し、確実な情報の伝達に努めます。</p>	市民生活部
<b>⑤ 除雪対象路線図の提供</b>					
	<p>毎年度、地域ごとに見直し修正する除雪対象路線図を町内会長へ配布するとともに、除排雪車両運行管理システムへ稼働状況と併せ路線図を表示し、除排雪における道路種別、区分についての情報を市民と共有します。</p> <p>( * 基本計画9ページ )</p>	<p>・秋田市公式LINEを活用し、除排雪対象路線図を表示した除排雪車両運行管理システムへの誘導を行いました。</p> <p>・秋田市の全1,011町内会長を対象に開催した説明会にて対象路線図および秋田市公式LINEの登録方法などの説明を行いました。</p>	<p>・特に問題はありませんでした。</p>	<p>・引き続き、<b>秋田市公式LINEや広報あきたを活用して除排雪車両運行管理システムへ誘導し、稼働状況と併せ優先順位を示した路線図や除排雪における情報を市民へ提供するとともに、町内会長に対し道路除排雪基本計画書と一緒に除雪対象路線図を送付</b>します。</p>	建設部

# 令和6年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和5年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和6年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)																									
	<p>⑥ 様々な媒体の活用</p> <p>市のホームページのトップに道路除排雪に関するポータルサイトを設けるほか、LINEを活用したプッシュ型の情報配信により、稼働状況を含めた除排雪等に関する情報を広く市民に提供します。</p> <p>( * 基本計画10ページ )</p>	<p>・閲覧者がよりわかりやすいように、市のホームページのトップに道路除排雪に関するバナーを設けて、全市民的な除排雪の情報を発信しました。</p> <p>・秋田市公式LINEを活用し、市民に向けて除排雪に関する情報を発信しました。</p>	<p>・秋田市公式LINE登録者のうち、除排雪に関する登録者が延べ7,000人を超え、登録対象者に対しては、除排雪作業の予定路線等の情報発信を行うことができました。</p>	<p>・これまでの情報発信の方法を継続するとともに、秋田市公式LINEによる情報配信に加えて、地域別の稼働状況の問い合わせに対して、情報を提供できるよう検討します。</p>	建設部																									
<b>2 高齢者等支援の推進</b>																														
<b>(1) 高齢者等への配慮</b>																														
	<p>① 雪寄せ支援</p> <p>おおむね65歳以上の日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に援助員を派遣し、玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ作業を行います。 (1日1回1時間以内で、1週間に2回を上限)</p> <p>( * 基本計画10ページ )</p>	<p>・高齢者雪寄せ支援事業について広報あきたやホームページ、地域包括支援センターを通じてPRを行い、サービスの利用に結びつけました。</p> <p>実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">12月末</td> <td style="width: 10%;">利用人数</td> <td style="width: 10%;">716人</td> <td style="width: 10%;">利用回数</td> <td style="width: 10%;">1,722回</td> </tr> <tr> <td>1月末</td> <td>利用人数</td> <td>480人</td> <td>利用回数</td> <td>1,139回</td> </tr> <tr> <td>2月末</td> <td>利用人数</td> <td>161人</td> <td>利用回数</td> <td>255回</td> </tr> <tr> <td>3月末</td> <td>利用人数</td> <td>162人</td> <td>利用回数</td> <td>272回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>利用人数</td> <td>1,519人</td> <td>利用回数</td> <td>3,388回</td> </tr> </table>	12月末	利用人数	716人	利用回数	1,722回	1月末	利用人数	480人	利用回数	1,139回	2月末	利用人数	161人	利用回数	255回	3月末	利用人数	162人	利用回数	272回	計	利用人数	1,519人	利用回数	3,388回	<p>・前年比では利用人数、利用回数ともに減少しました。</p>	<p>降雪期前から、広報あきたやホームページ等を活用して制度の周知に努め、新規利用者の円滑な登録に繋がります。</p>	福祉保健部
12月末	利用人数	716人	利用回数	1,722回																										
1月末	利用人数	480人	利用回数	1,139回																										
2月末	利用人数	161人	利用回数	255回																										
3月末	利用人数	162人	利用回数	272回																										
計	利用人数	1,519人	利用回数	3,388回																										
	<p>② 雪下ろし支援</p> <p>道路豪雪対策本部が設置された際に、市民税非課税の高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯(持ち家に限る)に対し、雪下ろしや排雪に要する費用を助成します。</p> <p>( * 基本計画11ページ )</p>	<p>・広報あきた、市のホームページで制度の周知を図りました。</p> <p>・道路豪雪対策本部の設置がなく、利用申請はありませんでした。</p>	<p>・特に問題はありませんでした。</p>	<p>・広報あきたやホームページ等により制度の周知に努めます。</p> <p>・道路豪雪対策本部の設置の有無にかかわらず、市民からの要請や情報提供等があり、職員が現地で屋根の積雪状況を確認して家屋倒壊の恐れがあると判断した場合は、申請を受け付けることとします。</p>	福祉保健部																									
	<p>③ 買物支援</p> <p>買物支援を実施している事業者からの聞き取りやニーズ把握により、新たな支援事業の掘り起こしに努めます。</p> <p>( * 基本計画11ページ )</p>	<p>・民間事業者等が提供するサービスに関する情報を掲載した冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」に、買物支援等に関する情報を掲載しました。</p> <p>冊子作成部数 20,000部</p>	<p>・多様化するニーズに対応し、様々なサービスの情報提供が必要です。</p>	<p>・民間で実施している宅配サービスなどの情報をよりわかりやすく提供していきます。</p>	福祉保健部																									
<b>3 市民協働の推進</b>																														
<b>(1) 地域住民による除排雪</b>																														
	<p>① 除排雪時の支援</p> <p>コミュニティセンター等へ小型除雪機械を配備し、町内会単位などで実施する除雪作業に貸し出します。また、町内会等の地域団体を対象に小型除雪機の購入費の一部助成をはじめ、新たな支援策を検討していきます。</p> <p>( * 基本計画11ページ )</p>	<p>・下記のとおり町内会等へ貸し出しました。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">除雪機(うち配達回収) (参考)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">除雪機</td> </tr> <tr> <td>R5年12月 5回(3回)</td> <td>R4年12月 1回</td> </tr> <tr> <td>R6年1月 2回(1回)</td> <td>R5年1月 2回</td> </tr> <tr> <td>" 2月 0回</td> <td>" 2月 6回</td> </tr> <tr> <td>" 3月 0回</td> <td>" 3月 0回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 7回(4回)</td> <td style="text-align: center;">計 9回</td> </tr> </table> <p>・下記のとおり町内会等へ購入費の一部助成をしました。</p> <p>小型除雪機 4台 1,552千円</p> <p>・下記のとおり町内会等へ私道の除雪に対する報償金を支払いました。</p> <p>3団体 280千円</p>	除雪機(うち配達回収) (参考)	除雪機	R5年12月 5回(3回)	R4年12月 1回	R6年1月 2回(1回)	R5年1月 2回	" 2月 0回	" 2月 6回	" 3月 0回	" 3月 0回	計 7回(4回)	計 9回	<p>・一昨年度に比べて降雪量が減ったことから、町内会への小型除雪機の貸出し実績も減少しています。</p> <p>・新たな支援策について、制度の利用に関して条件を緩和してほしいとの意見が寄せられています。</p>	<p>・小型除雪機の利用促進を図るため、小型除雪機を使用して除雪しようとする町内会又は個人が希望する時間と場所に小型除雪機を配達して、回収するサービスを実施します(除雪距離50m以上)。</p> <p>・町内会等の地域団体を対象に小型除雪機の購入費に対し、補助金(補助率2/3 限度額50万円)を交付するとともに、町内会等が私道を除雪する場合は報償金を支払います(機械使用50m以上、人力20m以上 400円/m 限度額10万円)。</p>	市民生活部													
除雪機(うち配達回収) (参考)	除雪機																													
R5年12月 5回(3回)	R4年12月 1回																													
R6年1月 2回(1回)	R5年1月 2回																													
" 2月 0回	" 2月 6回																													
" 3月 0回	" 3月 0回																													
計 7回(4回)	計 9回																													

# 令和6年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和5年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和6年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
<b>① 除排雪時の支援</b>					
	個人所有の小型除排雪機械（農業用機械等）で実施する、地域の狭隘道路や歩道などを対象とした除雪作業に対する燃料を支給するほか、地域の除排雪作業を支援するため、町内会等へシーズンを通して貸与する小型除雪機械の燃料も支給します。  （*基本計画11ページ）	・個人所有小型除雪機械等への燃料支給については、74団体からの申請があり、4,719リットル支給しました。  R5 74団体 4,719ℓ R4 71団体 6,315ℓ R3 68団体 8,364ℓ R2 64団体 7,282ℓ R元 52団体 3,554ℓ H30 60団体 4,833ℓ H29 59団体 7,061ℓ H28 56団体 5,937ℓ H27 37団体 3,525ℓ H26 57団体 4,214ℓ H25 59団体 3,729ℓ  ・小型除雪機械23台を23町内会等へ、シーズンを通して貸与しました。 R5:23町内会等へ貸与(HG23台) R4:20町内会等へ貸与(HG20台) R3:18町内会等へ貸与(HG18台) R2:16町内会等へ貸与(HG15台+小型ローダー1台) R元:17町内会等へ貸与(HG17台) H30:17町内会等へ貸与(HG17台) H29:15町内会等へ貸与(HG15台) H28:17町内会等へ貸与(HG15台、融雪機2台) H27:16町内会等へ貸与(HG15台、融雪機1台) H26:16町内会等へ貸与(HG16台、融雪機2台) H25:15町内会等へ貸与(HG14台、ローダー1台、融雪機2台) ※ HG:ハンドガイド式除雪機  ・運転手付きダンプおよび運転手付きローダーの貸出はありませんでした。	・燃料支給は、特に問題はありませんでした。 ・市民協働を推進していく上で小型除雪機械のさらなる利活用を進めていく必要があります。	・支援制度の利用促進を図るため、引き続き、町内会等への周知に努めていきます。	建設部
<b>② 自助・共助意識の醸成</b>					
	地域住民の協力で町内や学校周辺の通学路の除排雪を実施する「市民一斉除雪デー」を実施します。  （*基本計画11ページ）	・1月8日に予定していた「市民一斉除雪デー」について、積雪状況や気象状況を勘案し中止としました。 【参加者数】 R5:中止 R4:中止 R3:1,597人 R2～H27:中止 H26:3,369人 H25:2,903人	・実施なし	・市民一斉除雪デーは、今後もより多くの市民が参加できるようにPRに努めてまいります。 ・町内会アンケートに代えて、LINE登録者を活用した幅広い層からの市民アンケートを実施します。	市民生活部
<b>(2) マナーの徹底</b>					
<b>① 広報活動の充実</b>					
	除雪作業の妨げとなる路上駐車や、道路に宅地内の雪を出すなどの危険行為をしないといった基本的なマナーについて周知するため、パンフレットの作成やLINEを活用した広報活動に努めます。  （*基本計画12ページ）	・広報あきたに連載シリーズ（持続可能な除雪について考えよう全5回）として、市民に向け広く理解を求めました。 ・広報あきた12月1日号（保存版）で、除雪マナー等について周知を図りました。 ・秋田魁新報の秋田市広報板を活用して、除排雪に関する情報を提供しました。（12/20～2/29）  除雪マナーに関する情報 6日 除排雪情報 0日 その他(注意喚起、支援等) 59日	・除雪マナー等について、毎年周知を行っていますが、未だ道路除雪に合わせ宅内の雪を出す人が散見されました。 ・全市的な除排雪の場合でも、1日で作業が完了することを期待する市民がいることから、引き続き、作業期間の周知が必要です。	・引き続き、広報あきた・市ホームページ・秋田市広報板や、秋田市公式LINEを活用した広報活動を行い除雪マナーの徹底に努めます。	建設部
<b>(3) ボランティア活動の促進</b>					
<b>① 自治体職員によるボランティア除雪</b>					
	市職員みずからもボランティアとして除雪に協力します。  （*基本計画12ページ）	・ボランティアの募集を行いました（R5は積雪量が少なく、活動件数は0件）。 除雪ボランティア登録者数（R6.3.31までの募集） 市職員 35名 県職員 157名	・市内で除雪ボランティア登録者を募集し、秋田市ボランティアセンターの依頼に基づき、除雪ボランティアを実施します。また、ボランティア活動の前日登録と保険加入が可能になったことを周知し、市職員がボランティアに参加しやすいようにします。	・市内で除雪ボランティア登録者を募集し、秋田市ボランティアセンターの依頼に基づき、除雪ボランティアを実施します。また、ボランティア活動の前日登録と保険加入が可能になったことを周知し、市職員がボランティアに参加しやすいようにします。	福祉保健部

# 令和6年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和5年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和6年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	<b>② ボランティア活動の普及啓発</b> 秋田市ボランティアセンター（市社会福祉協議会へ委託）へのボランティア登録者を増やし活動を充実するため、広報活動を強化します。 （*基本計画12ページ）	各種広報活動を実施しました。 ・ボランティア通信（市ボランティアセンター情報紙）12月発行分へ掲載 ・広報あきた 12/1号掲載 ・秋田県にボランティア登録への協力を依頼。 上記団体を通し、HP、SNS（Facebook、X(旧Twitter))による広報や市内大学へのチラシ配布を実施 ・公共施設等へのポスター、チラシを設置 ・市内大学にてボランティア講話の実施	・各広報活動は継続して行います。 ・県道、歩道などの他機関の支援対象にもならない箇所の対応が課題となっています。 ・ボランティアの活動希望日が土日に集中することから職員同行の調整が難しい場合があります。	・令和6年度も各関係機関を通し、市内企業・事業所や学生等を対象に、社会貢献としての地元町内会等の除雪活動への協力や除雪ボランティアへの登録を働きかけます。	福祉保健部
<b>4 安全対策の推進</b>					
<b>(1) 空き家への対応</b>					
	<b>① 2次災害の予防</b> 積雪による倒壊や落雪により周辺に被害を及ぼすおそれのある管理不全な空き家について、所有者調査を実施し、適正管理の指導を継続して行います。 （*基本計画12ページ）	・危険度が高いと思われる20件の空き家について、所有者等を特定し指導等を行いました。 ・広報あきたおよびホームページを活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発しました。	・適正管理が行われていない場合には、引き続き所有者等に対し指導等を行う必要があります。	・危険度が高い空き家について、所有者等への指導等を行うとともに、積雪による空き家の倒壊等の差し迫った事案が発生した場合には、関係課所室と連携し適切に対応します。 ・広報あきたおよびホームページを活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発します。	都市整備部
<b>5 雪に強いまちづくりの推進</b>					
<b>(1) 排雪場所の確保</b>					
	<b>① 流雪溝の利活用</b> 現在稼働している流雪溝について、今後も適切に維持管理を行い機能を確保するとともに、沿線住民へ周知を図り利活用の促進に努めます。 （*基本計画13ページ）	・草生津川からの取水のためのポンプにより旧国道（一本松～面影橋）にある流雪溝を稼働させました。	・ポンプの維持管理手法の検討が必要です。 ・特に問題はありませんでした。	・沿線住民に周知を図り、引き続き施設の機能を確保しつつ沿線住民の利活用の促進に努めてまいります。	建設部
<b>(2) 歩行者の利便性向上</b>					
	<b>① 消融雪歩道のネットワーク化</b> 中心市街地の消融雪歩道のネットワーク化を図るため、引き続き整備に努めます。 （*基本計画13ページ）	・既存の消融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間の確保に努めました。	・新規施設の設置要望や既存施設の老朽化への対応が課題となっております。	・引き続き、既存の融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間を確保します。 ・令和2年3月に策定した「秋田市消融雪施設整備計画」に基づき、計画的な修繕による延命化や新たな施設整備等を図ります。	建設部
	<b>① 消融雪歩道のネットワーク化</b> 冬期間の外出時の参考となるよう消融雪歩道のマップを、ホームページ等で高齢者等へPRします。 （*基本計画13ページ）	・消融雪歩道マップをホームページに公開しています。	・消融雪歩道の情報については、広く市民に周知することが必要です。	・最新のマップをHP等で公開することにより、広く情報の周知を図ります。	福祉保健部